専用道路における交差点について

ひたちBRT

- ▶ 線路跡地を道路法(第8条)に基づく認定道路としおり、一般道路との交差点は、道路交通法(第4条)の交通規制により、路線バス車両以外の車両侵入を禁止。
- 交差点については、安全性を確保するために
 - 一般道の拡幅や交差点の改良など実施。
 - 一般車両の交差点内滞留などによる事故の危険性を回避するため、交差点をカラー舗装化。



水木BRT北側交差点の複線化



車両通行止 路線バスは除く (交通規制標識)



交差点のカラー舗装化